

有識者懇談会メモ

熊本日日新聞社 高峰 武

司法制度を考えることは民主主義を考えることだ。

日本の二極化が進んでいる。東京と地方。今や大阪までが地方のような位置になった。この二極化は東京対地方の関係だけでなく、地方の中でも進んでいる。県庁所在地に人口が集中してミニ東京化。それ以外の土地との間でサービスの享受の度合いが大きく違ってきている。司法制度も例外ではない。

司法制度を考えることは、民主主義を考えることでもある。それは、だれが社会の主人公かという問題だからだ。制度の面でいえば、今、国民参加の機会が本当に保障されているのか。直接的には検察審査会などわずかではないか。地域的な側面では、地方にいて不利益は受けていないか。中央と同じような権利を行使できているか。

例えば水俣病。水俣には弁護士がいない。昭和40年代、熊本市まで足を運んでようやく提訴にこぎ着けた。一方で、チッソは東京と直結していた。

裁判を受ける権利が保障されているかどうかを見るバロメーターは弁護士の数だろう。熊本では6つの地裁支部があるが、まったく弁護士がいない支部が2つある。ゼロではないが、1人しかいないのが3支部ある。うち1つは弁護士会の公設事務所だ。いわゆる「ゼロワン」地区が6つのうち5支部。112人の弁護士がいる熊本でこんな実情だ。法律扶助にしても、審査は本庁のみで、地方在住者は不利益を被っている。

地方は知のフロンティア。

弁護士というと抽象的な存在だが、地方では抽象的ではない。ある弁護士の感想だが、弁護士ゼロだった地域に弁護士が常駐するようになり、それまで事件屋や取り立て屋が跋扈（ばっこ）していた地域の雰囲気が変わったという。地方にとって司法とはそういう具体的なことだ。

熊本でも、弁護士会が公設事務所を設けたり（1カ所設置済み、1カ所を要望）県下7カ所で相談センターを開設する活動を展開している。しかし、こうした制度の拡充は本来、どこがやるのかという問題がある。弁護士会ではなく、国や自治体ではないか、という議論だが、本来は個別に対処するのではなく、国は国、自治体は自治体、弁護士会は弁護士会とそれぞれの主体が有機的なつながりをもって取り組むべきことだろう。

地方に決定的に足りないのは、結局のところ「人」である。例えば被疑者弁護が制度化されるとした場合、果たしてその「人」を確保できるのか。

地方には、さまざまな問題がある。言葉が適切かどうか、ある弁護士の言葉を借りれば

「地方は知のフロンティア」だ。熊本では、水俣、ハンセン、じん肺などある。おそらく全国各地にあるのではないか。もっと地方に目を向けたい。だれが日本を支えているか。地方を豊かにしないと、日本は疲弊するように思う。

法曹関係者が心してほしいのは、もっと意識的にPRに努めてほしいこと。熊本家裁の家裁委員をやったが、こういう制度があること自体、知られていない。既存の制度でも、司法を国民により近づけるための手だては積極的に利用すべきだ。